

# 中部広域都市計画 中の町地区地区計画(案)の公告・縦覧をします

実施中の中の町地区土地区画整理事業に合わせ、建築物等の用途の制限・誘導を行い、本地区の

特色に沿った沿道空間の形成を図ることを目標に、中の町地区地区計画(案)を作成しました。

本地区計画(案)は権利者や地域の方とワークショップ等を重ね、意見をいただき検討しています。

詳しい内容については、沖縄市役所5階で原案を縦覧することができます。また、土地の利害関係者は意見書を提出することができます。

縦覧期間及び意見書提出期間は「公告」をご覧ください。

## 地区計画の内容

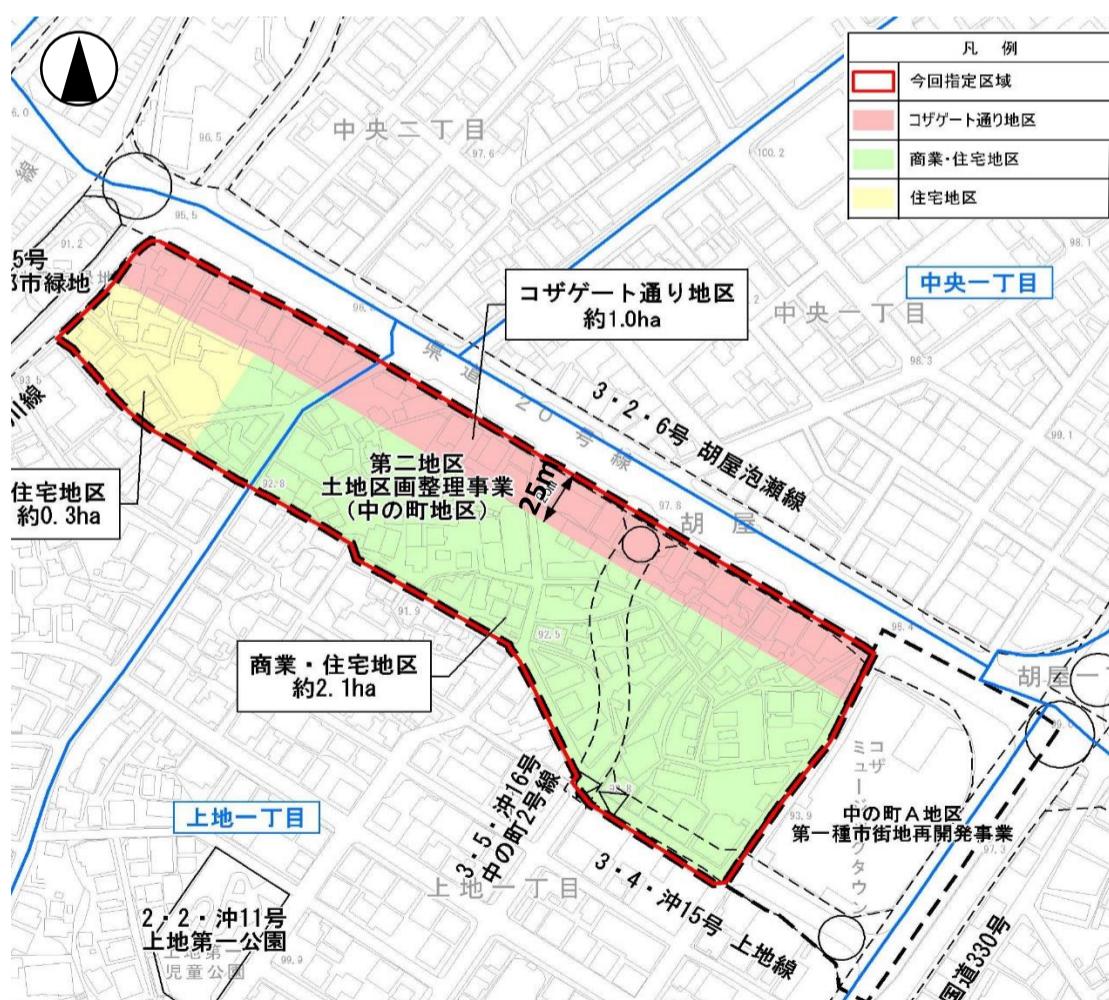
### 土地利用の方針

コザゲート通り地区	都市計画道路3・2・6号胡屋泡瀬線(県道20号線:通称コザゲート通り)沿いは、賑わいの維持・創出に向け、商業施設等の立地を図ります。
商業・住居地区	賑わいと定住環境が調和する土地利用を図ります。
住宅地区	良好な定住環境の形成を図ります。

### 建築物等の用途の制限

コザゲート通り地区	商業・住居地区	住宅地区
次に掲げる建築物の建築をしてはならない。(用途利用してはならない。)		
① 1階又はこれに類する階で、 次にあげる建築物 住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿	制限なし	
② 個室付浴場業に係る公衆浴場 その他これに類するもの(ストリップ劇場を除く)	② 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	用途地域により制限済み
③ ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの(マージャン屋は除く)		
④ 倉庫(附属倉庫を除く)		
⑤ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 その他これらに類するもの(複合施設として整備する場合を除く)		
⑥ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの		
⑦ 葬儀場(葬儀を行う集会施設又は戸建型の家族葬施設)、エンバーミング施設、遺体保管所		
⑧ 自動車教習所		
⑨ 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の動物の畜舎で15m <sup>2</sup> 以下のもの 並びに動物病院及びペットショップその他これらに類するものを除く)		
⑩ 自動車修理工場		
⑪ 工場(自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもの及び洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店 その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く)		
⑫ 火薬、石油類、ガス等の危険物を貯蔵又は処理する施設		
備考	・告示日において現に存する建築物については、これらの制限は適用しない、ただし再建築時は制限を適用する。 ・告示日において現に存する建築物でこれらの制限に適用しないものについては、一定範囲内の増築又は改築には制限を適用しない。 ・市長が地区計画に係る良好な区域の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、制限を適用しない。	

### 地区の区分図



地区計画の区域内において建築等をする場合は、

都市計画法に基づき工事着手の30日前までに届出が必要となります。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください。

沖縄市役所 都市整備室 都市計画担当

電話 : 098-939-1212(内線2515)

担当 : 桃原・奥原